

森林ボランティア活動支援事業実施要領

平成23年10月25日

第1 【事業の趣旨】

この事業は、森林ボランティア団体等多様な主体による森林づくり普及啓発活動を支援して、森林・緑・水に対する県民の関心と意識の高揚を図ることを目的とする。

第2 【事業の内容】

(1) 事業主体

県内で活動する森林ボランティア団体等（以下「事業者」という。）とする。

(2) 実施期間

助成金の交付決定を受けた日から当該年度の2月末日までとする。

(3) 交付限度額

原則として、1団体1事業（行事）で10万円を限度とする。

(4) 事業の内容

助成対象となる事業とは、県内において1回当り概ね20人以上の一般参加を得て実施される森林整備、環境緑化、森林環境教育等の推進にかかる緑化関係イベントとする。

但し、同事業について当協会または他の機関等から、既に補助金等を受けているもの、または受ける見込みのあるイベントは助成対象としない。

また、助成の対象となる経費は次のとおりとする。

科目	区分	細分	摘要
行動費	交通費	人員輸送	人員輸送車借り上げ料
	保険料	傷害保険	ボランティア等傷害保険料
資材費	機械、器具	機械器具	原則として単価1万円以上の機械器具を除く
	苗木、肥料、支柱	苗木、肥料等	苗木は原則として苗高1mまでのものとする
資材等運搬費	運搬費	車両借り上げ	必要最低限度のレンタル料金
指導者経費	謝金等	謝金等	旅費、宿泊費を含む
事務費	事務用品費等	事務用品等	印刷、通信、事務消耗品等

※ 次の経費については、交付の対象となりません。

- 1) ボランティアの労賃及び指導費、
- 2) 居住地から集合・解散場所までの旅費、
- 3) 食料費、
- 4) 5%を超える事務費、
- 5) 当該事業申請ボランティアが所属する団体等に支払う経費、
- 6) ボランティア団体の資産形成に資すると判断される資器材等

(5) 実施の条件等

事業（行事）の実施要領等に共催者として公益社団法人三重県緑化推進協会を明記すること。

助成条件の詳細については、交付決定通知書に留意事項として記載する。

第3 【事業の決定】

(1) 申請書の提出

この助成を受けようとする事業者は、森林ボランティア活動支援事業助成申請書（様式第1号）を公益社団法人三重県緑化推進協会長（以下「協会長」という。）に、別に定める期日までに提出する。

(2) 実施の決定

協会長は提出された申請書の内容を審査し、適当と認めたものについて交付決定通知書（様式第2号）を送付する。

(3) 実績報告書の提出

事業者は、事業完了後、別に定める期日までに事業実績報告書（様式第3号）を協会長に提出する。

(4) 助成金の支払い

協会長は、前項の実績報告書に基づきその内容を審査し、適当と認めた場合は助成金を支払う。ただし、事業実施上、協会長が認める場合は、概算払いにより支払うことができる。

第4 【事業の変更】

事業者が、事業の内容等の変更を行う場合は、事前に協会長の承認を得なければならない。

第5 【その他】

この要領に定めのない事項については、協会長が別途指示する。